

# お薬代を節約!

「ジェネリック医薬品」を使ってみよう。



**どのくらい安い?** お薬の価格は7割程度、なかにはそれ以上安くなるお薬もあります。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先に開発された先発医薬品(新薬)と同じ主成分、同等の効き目で、厚生労働省が承認したものです。そのため開発費用が安くすむため家計にもやさしい医薬品です。

例えば、これまでのお薬代 ¥1,000円 → ジェネリックなら ¥700に!!



**効き目は同じ?** 効き目はもちろん、安全性も同等ですので安心して使用できます。

ジェネリック医薬品を製造販売するには、先発医薬品と同レベルの品質、有効性、安全性があるかについて厳しい検査を受け、厚生労働大臣の承認が得られたものとなります。



**飲みやすいの?** 味やにおい、大きさや形状も工夫され飲みやすくなっています。

ジェネリック医薬品には、子どもやお年寄などが飲みやすいように、味やにおいを工夫したものや、大きさや形を改良したのがあります。



処方希望される方は、医師や薬剤師にお伝えください。また、「ジェネリック医薬品希望シール」というシールも国民健康保険課窓口で配布していますので活用してみてください。

※お薬の種類によってはジェネリック医薬品が製造されていない場合や、薬局に在庫がない場合などもあります。

【お問合せ】 国民健康保険課 国保給付係 ☎989-5347

## 国民健康保険の一部負担金の免除・減額・徴収猶予制度について

国民健康保険では、病院などで支払う医療費の自己負担分(一部負担金)が免除や減額できる制度があります。

### 対象となる世帯

世帯主が1年以内に失業または災害などの特別な理由により、一時的に生活が困難な状態の世帯で、療養見込期間が3か月以内であること。世帯の収入が、生活保護基準と同じ程度まで減少していること。

### 特別な理由とは

- (1) 震災、風水害、火災などの災害で、心身または資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、風水害などによる農作物の不作、不漁などの理由で、収入が減少したとき。
- (3) 事業または業務の休廃止、失業などで、収入が減少したとき。
- (4) これらに似た理由があったとき。



### 免除などできる条件

国民健康保険税を滞納していないこと。または滞納していることにつき特別な事情があると認められること。

※生活状況のききとりや申請書類などもありますので、詳細については、お気軽にお問い合わせください。

【お問合せ】 国民健康保険課 国保給付係 ☎989-5347

\*国民健康保険課からのお知らせです\*

# 保険証が うぐいす色から コスモス色 へ変わります

- 令和5年度の保険証(コスモス色)は、届き次第ご利用可能です。  
※令和5年3月31日まではうぐいす色の保険証もご利用いただけます。
- 令和6年3月31日までに75歳をむかえる方は、保険証の有効期限が誕生日の前日までとなります。
- 70歳～74歳の方は高齢受給者証の記載があります。
- 40歳～74歳の方は特定健診受診券整理番号の記載があります。
- 住所変更、婚姻等で記載事項に変更があった方は、国民健康保険課へ届出が必要です。

※保険証は  
**届き次第ご利用可能に  
なりました!**



国民健康保険課 賦課資格係 ☎973-3202 国保給付係 ☎989-5347

## マイナンバーカードが 健康保険証として利用 できます!(導入済みの医療機関に限る)



### マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます!

スマートフォン	パソコン	証明用写真機	郵便
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スマートフォンで顔写真を撮影</li> <li>2 スマートフォンで交付申請書のQRコードを読み取る</li> <li>3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録</li> <li>4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 カメラで顔写真を撮影</li> <li>2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録</li> <li>3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択</li> <li>2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす</li> <li>3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力</li> <li>4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付申請書に必要な事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了</li> </ol>

交付申請書をお持ちでない方は、**マイナンバーカード郵便**

- 1 専用サイトから書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます!プリントアウトしてご利用ください。  
※書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって!